

平成 23 年 4 月 1 日制定
平成 23 年 6 月 16 日一部改定
平成 28 年 3 月 2 日一部改定
令和 6 年 6 月 13 日一部改定

定 款

公益財団法人 資本市場振興財団

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人資本市場振興財団と称する。

(目的)

第 2 条 この法人は、有価証券に対する投資者の保護および証券市場の育成等国内全域に亘る公益目的に資する諸活動を助成し、もって資本市場の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 証券取引所および日本証券業協会等の行う投資者保護のための諸活動に対する助成
 - (2) 日本証券経済研究所等公益性を有する組織が行う証券市場に関する調査研究等公益目的の活動に対する助成
 - (3) 日本証券業協会等の行う証券取引・証券市場に関する知識の普及、教育研修・啓蒙活動に対する助成
 - (4) 証券取引所および日本証券業協会等の行う公益目的に資する業務遂行のための機械化等インフラ整備に対する助成
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、国内全域において行うものとする。

(事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 資産および会計

(資産)

第5条 この法人の資産は、基本財産および特定資産並びにその他資産の3種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として定める財産であり、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産として公益法人への移行時の財産目録に記載した財産
 - (2) 基本財産に繰入れることを理事会で承認した財産
 - (3) 基本財産に繰入れることを指定して寄附された財産
- 3 特定資産は、次に掲げる用途を特定する資産をもって構成する。
 - (1) 公益目的事業の用に供する特定資産として公益法人への移行時の財産目録に記載した財産
 - (2) 公益目的事業の用に供する特定資産に繰入れることを理事会で承認した財産
 - (3) その他の目的のために用途を特定して保有し、または繰入れた財産
- 4 その他資産は、基本財産および特定資産以外の財産とする。

(資産の管理)

第6条 この法人の資産の管理・運用は、理事会の決議により別に定める運用規程に従い、理事長が行うものとする。

- 2 この法人の公益目的事業を行うために必要な前条第2項の基本財産並びに前条第3項第1号および第2号の特定資産（以下、「公益目的事業財産」という。）は、適正な維持および管理に努めなければならない。公益目的の妨げとなる処分をし、または担保に供してはならない。
- 3 やむを得ない理由により、公益目的事業財産の一部を処分し、または担保に供する場合には、理事会の承認を得なければならない。

(事業計画および収支予算)

第7条 この法人の事業計画書および収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第8条 この法人の事業報告および決算は、毎事業年度終了後3か月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項第3号から第7号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報公開)

第10条 この法人は、法令で定めるところにより貸借対照表および正味財産増減計算書を公告するほか、次に掲げる計算書類等所定の資料を、所定の期間、主たる事務所に備置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 第7条に定める書類について、当該事業年度が終了するまでの間
- (2) 第8条に定める書類について、5年間
- (3) 定款について、常時
- (4) その他、法令で定められた次の書類について、5年間
 - イ. 監査報告書
 - ロ. 会計監査報告
 - ハ. 理事および監事並びに評議員の名簿
 - ニ. 理事および監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

- ホ. 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 2 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前項第 4 号ホの書類に記載するものとする。
- 3 資料の公告、備置き、閲覧など情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開取扱規程による。

(公告方法)

第 11 条 前条第 1 項に定める公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 3 章 評議員

(評議員)

第 12 条 この法人に、評議員 5 名以上 12 名以内を置く。

- 2 評議員は、非常勤とする。

(評議員の選任および解任)

第 13 条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事または使用人を兼任することができない。
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ. その評議員およびその配偶者または三親等内の親族
 - ロ. その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ. その評議員の使用人
 - ニ. ロまたはハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ. ハまたはニに掲げる者の配偶者

へ。ロからニに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 他の同一団体の理事以外の役員または業務を執行する社員である者

ニ. 次の団体において職員である者（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人または認可法人

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員が評議員会への出席等評議員の業務を遂行したときは、日当を支給することができる。

2 評議員の報酬等に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給基準による。

3 評議員がその業務を遂行するために要した費用を支払うことができる。

第4章 評議員会

(評議員会の構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によりこれを定める。

(評議員会の権限)

第17条 評議員会は、次の各号に定める事項を決議する。

- (1) 評議員、理事および監事並びに会計監査人の選任・解任
- (2) 評議員および理事並びに監事の報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 公益目的取得財産残額相当額および残余財産の贈与
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 合併
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(評議員会の招集等)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に定時開催するほか、必要がある場合には臨時に開催することができる。
- 3 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集通知)

第19条 理事長は、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の決議)

第20条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業の全部の譲渡
- (4) その他法令で定められた事項

(評議員会の決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員2名が記名押印する。

第5章 役員および会計監査人

(役員)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

(役員を選任)

第24条 理事および監事は、理事会が推薦し、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事会が監事を選任に関する議案を評議員会に付議するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼任することができない。
- 4 第13条第3項の規定は、理事および監事を選任する場合について準用する。

(役員解任)

第25条 理事または監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、その任期中であっても評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員任期)

第26条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事または監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(理事長および専務理事)

第27条 理事会は、理事の中から理事長1名、専務理事1名を選定する。

- 2 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第3項の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 3 理事長および専務理事は常勤とする。

(理事の職務)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して業務を執行する。
- 4 理事長および専務理事は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の報酬等)

第30条 常勤の理事および監事に対しては、報酬等を支給する。

- 2 非常勤の理事または監事が、理事会への出席等理事または監事の業務を遂行したときは、日当を支給することができる。
- 3 理事および監事の報酬等に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給基準による。
- 4 非常勤の理事または監事がその業務を遂行するために要した費用を支払うことができる。

(会計監査人)

第31条 この法人に会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人は、公認会計士または監査法人の中から評議員会の決議によって選任する。

- 2 評議員会に提出する会計監査人の選任および不再任の議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。

(会計監査人の解任)

第33条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によりその会計監査人を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- 2 評議員会に提出する会計監査人の解任の議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。

(監事による会計監査人の解任)

第34条 監事は、会計監査人が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意によりその会計監査人を解任することができる。

- 2 前項の規定により、会計監査人を解任したときは、監事は、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の職務)

第36条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表および正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、理事の職務執行に不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があれば、遅滞なく監事に報告する。
- 3 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧および謄写をし、または理事および使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは当該書面
 - (2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(顧問)

第38条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 5 顧問に対する報酬の支給は、理事会の同意を得て理事長が定める。
顧問には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第39条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長が当たり、理事長が欠けたときまたは事故あるときは、理事の互選によりこれを定める。

(理事会の権限)

第40条 理事会は、理事の職務執行を監督し、業務執行に係る次の各号に定める事項を決議する。

- (1) 第18条第1項に定める評議員会の招集に関する事項
- (2) 第27条第1項、第2項に定める理事長および専務理事の選定および解職
- (3) 第51条第3項に定める重要な使用人の選任および解任
- (4) 重要な組織の設置、変更および廃止
- (5) 第6条第3項に定める公益目的事業財産の処分、繰入れおよび譲受け
- (6) 理事による法令遵守および業務の適正を確保するための体制の整備
- (7) 第7条に定める事業計画書および収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (8) 第8条に定める計算書類および事業報告並びにこれらの附属明細書等の承認
- (9) その他評議員会の決議事項に属さない業務執行上の重要事項

(理事会の招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたときまたは事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事会は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し理事会の目的である事項を示して臨時理事会の招集を請求することができる。

- 4 監事は、会議の目的である事項を示して理事長に臨時理事会の招集を請求することができる。
- 5 理事長は、第3項または第4項に規定する理事長以外の理事または監事から招集の請求があった場合には、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の招集通知)

第42条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事および各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の決議)

第43条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第44条 理事長が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事および監事が記名押印する。

第7章 解散・清算

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由が生じた場合は解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が、公益認定の取消し処分を受けた場合または合併により消滅する場合、その権利義務を他の公益法人が承継しないときは、評議員会の決議を経て、当該公益認定の取消しの日または合併日から1か月以内に、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 その他

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第2条に規定する目的、第3条に規定する事業および第13条第1項に規定する評議員の選任および解任の方法についても適用する。

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、必要な細則は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

(事務局)

第51条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局に所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長等重要な使用人については、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日を事業年度の開始日とする。
- 3 第 13 条第 1 項の定めにかかわらず、この法人の最初の評議員は、旧主務官庁の認可を得て予め設置した「最初の評議員選定委員会」が選任した別紙評議員名簿のとおりとする。
- 4 この法人の設立の登記日現在の理事および監事は、別紙役員名簿のとおりとする。
- 5 この法人の最初の代表理事（理事長）は保田博、業務執行理事（専務理事）は豊田武久、会計監査人は東陽監査法人とする。
- 6 平成 23 年 6 月 16 日に一部改正。
- 7 平成 28 年 3 月 2 日に一部改正。
- 8 令和 6 年 6 月 13 日に一部改正。

以 上

別紙 評議員名簿
(最初の評議員)

井阪健一	今田 肇	岩瀬 正	川北 博
竹内克伸	成田正路	林 正和	

別紙 役員名簿
(設立の登記日現在の理事および監事)

登記日現在の理事

安東俊夫	加藤精一	川岸近衛	関 要
豊田武久	増渕 稔	保田 博	

登記日現在の監事

河本國雄	菅野 明
------	------